2026年9月29日

株主各位

愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地
ジャパンクラフトホールディングス株式会社
代表取締役社長　堀　孝子

第5期期末配当に関するご説明

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、2026年9月29日開催の第5期定時株主総会において、第5期期末配当として1株当たり3円00銭をお支払いすることを決議し、2026年9月30日より配当金のお支払いを開始させていただきます。

当該配当金は、「その他資本剰余金」を配当原資とするため「資本の払戻し」に該当し、「利益剰余金」を配当原資とする配当金とは税金計算上の取扱いが異なりますので、そのお取扱い等について、ご案内させていただきます。

具体的な取得価額の計算、当該株式のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆さま個々のご事情によって異なりますので、以下に記載の「1. 今回の配当金の税金計算上のお取扱いについて」をご高覧のうえ、大変お手数ですが、お取引の口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署・税理士等にご相談いただきたくお願い申し上げます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主さまの「取得価額」の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 今回の配当金の税金計算上のお取扱いについて

（1）今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- 今回の配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなり、税法の規定により「みなし配当」及び「みなし配当以外」に分かれます。
- 「みなし配当」の部分は、税金計算上の配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収の対象となります。
- 「みなし配当以外」の部分は、税金計算上の配当所得ではありませんので、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもなりません。確定申告の際はご注意ください。
- 「みなし配当以外」の部分につきましては、（2）の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご留意ください。

(2)みなし譲渡損益について(租税特別措置法第37条の10)

・税法の規定により、株主の皆さまに「みなし譲渡損益」が発生します。
・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等(③「みなし譲渡損益」)に該当いたします。
・算出式は以下のとおりです。
(純資産減少割合及びみなし配当額は、後記(4)、(5)をご参照ください。)

① 収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額	−	みなし配当額(0.0690702264円)×所有株式数	
② 取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合(0.013)	
③ みなし譲渡損益(①-②)	=	① 収入金額とみなされる金額	−	② 取得価額	

[例]当社の株式を1株当たり100円で100株購入していた場合

①収入金額とみなされる金額
=3円00銭(1株当たり配当額)×100株−0.0690702264円(みなし配当額)×100株
=293円(円未満切捨て)
②取得価額 =(100円×100株)×0.013=130円(円未満切り上げ)
③みなし譲渡損益(①-②) =293円−130円=163円(この場合はみなし譲渡益)

(3)取得価額のお取扱いについて(所得税法施行令第114条第1項)

・税法の規定により、株主の皆さまの当社株式の取得価額が調整されます。
・調整式は以下のとおりです。(純資産減少割合は後記(4)をご参照ください。)

1株当たりの新しい取得価額	=	1株当たりの従前の取得価額	−	(	1株当たりの従前の取得価額	×	純資産減少割合(0.013))

[例]当社の株式を1株当たり100円で100株購入していた場合

新しい取得価額=100円×100株−100円×100株×0.013=9,870円(円未満切り上げ)

(4)個人株主の皆さまへのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合(資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する払戻等割合)	0.013 (小数点以下第3位未満切上げ)

(5)法人株主の皆さまへのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	2026年9月30日
その支払いに係る基準日における発行済株式総数（自己株式を除く）	37,339,866株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	0.0690702264円 （小数点以下第10位未満切捨て）

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.013 （小数点以下第3位未満切上げ）
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	109,440,525円

2. その他の参考情報

【今回の配当（「利益剰余金」を原資とせず「資本剰余金」を原資とする）で、株主さまが通常の配当（「利益剰余金」を原資とする配当）と違う処理をしていただく事項について】

(1) 「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡益」の課税については、特定口座での計算対象ではないので、原則として確定申告が必要になりますが、証券会社によっては計算対象とする場合もございますので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。

① 特定口座の源泉徴収口座の株主さまは、お取引先の証券会社にお問い合わせください。

② 特定口座の①以外の口座の株主さまは、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。

③ 一般口座の株主さまは、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。

(2) 「取得価額の調整」が必要となります。

お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行いますが、全ての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引の口座管理機関にご確認をお願いいたします。

（注）このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆さまにご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆さま個々のご事情によって異なりますことから全てを網羅するわけではございません。ご不明の点につきましては、下記のご照会先までご確認くださいますよう、お願い申し上げます。

また、**このお知らせは、株主さまが今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださるようお願いいたします。**

3. 本件に関するご照会先

（1）株主の皆さまの取得価額の調整に関する具体的なご照会

お取引の口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署・税理士等にご相談ください。

（2）税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署・税理士等にご相談ください。

（3）その他株式全般・配当に関する一般的なご照会

当社株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

TEL：0120ー232ー711（通話料無料）

受付時間：9時～17時（土日祝日等銀行休業日を除く）

以　上